

改正

平成元年3月27日教育委員会規則第8号

平成10年8月25日教育委員会規則第6号

平成17年5月17日教育委員会規則第6号

平成23年3月29日教育委員会規則第2号

羽村市社会教育関係団体補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、羽村市の社会教育関係団体（以下「団体」という。）の振興発展を期するため、その事業に要する経費の一部を補助金として交付するに必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金交付の対象となる団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体とする。

(補助金の対象の範囲)

第3条 団体に対して行う補助金の対象事業は、社会教育に関する事業とする。ただし、団体の性格、事業等の特殊性により必要と認められる場合は、運営費についても補助するものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内において定めた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、社会教育関係団体補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定と通知)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書類及び関係資料をもとにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって補助金の交付申請をした団体に通知するものとする。

2 前項の場合において、適切な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は補助金の交付決定に条件を付することができる。

(申請の撤回)

第7条 補助金の交付申請をした団体で、前条第2項の規定による通知を受領した場合において、補助金の交付申請に係る事項の修正又は交付決定に付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に申請を撤回することができる。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、補助金の交付申請をした団体から社会教育関係団体補助金交付請求書(様式第3号)が提出された後交付するものとする。

(補助金交付の取消し及び返還)

第9条 補助金を受けた団体が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、すでに補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は事業の遂行が困難となった場合
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の使途が著しく不適合と認められるとき。
- (4) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(市の監査)

第10条 補助金に係る出納その他事業執行状況について必要があると認めるときは、監査を行うことがある。

(実績報告書)

第11条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、社会教育関係団体補助金実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

付 則 (平成元年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則（平成23年 3 月29日教委規則第 2 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 1 号の 1

様式第 1 号の 2

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第11条関係）

様式第 4 号の 1

様式第 4 号の 2